

平成 30 年度空き家利活用地域活性化事業補助金の対象 3 事業における
令和元年度活動実績報告の検証について

I 令和 2 年 5 月の検証目的

1 令和元年 12 月の本検証委員会の報告概要

- (1) 平成 30 年度における本補助金事務の執行において、反省及び改善事項として次の 7 項目を指摘し改善を求めた。
 - ① 事業計画書に 10 年間の具体的な利用計画の作成を明確に求めていなかった。
 - ② 補助金会計処理の透明性確保の指導が補助事業者に行われていなかった。
 - ③ 新設された事業者への指導が十分でなかった。
 - ④ 計画的な事業協議及び執行が図られていなかった。
 - ⑤ 補助金交付要綱で定める「自治組織等」の定義が曖昧であった。
 - ⑥ 市の補助金を補助事業者代表の個人口座に振込んでいた。
 - ⑦ 平成 26 年度丹波市豪雨災害に係る補助金の不正受給及びその対策に関する認識が不足していた。
- (2) 補助金の返還については、下記の理由などから、平成 30 年度事業の執行をもって補助金返還を求めることは難しいと判断した。
 - ① 補助金申請は交付要綱に基づき提出されており、交付決定時において団体の会則や意思決定に課題はあるものの、補助金を返還するほどの大きな瑕疵があったとまでは認定できないこと
 - ② 補助金は申請のあった空き家改修工事費に充当されていること
 - ③ 市の対応にも反省すべき事項があること
- (3) 他方、課題は、補助事業者が補助金申請通りに、空き家の利活用による地域活性化事業に取り組んでいるかどうかである。そして、利用目的に沿った事業が実施されていない場合は、補助金交付要綱の規定に基づき補助金の返還を求める必要がある。
- (4) また、人口減少による地域衰退の克服を目的とする本事業が成果を上げるためには、空き家等の所有者、改修費の負担者である市、運営費等を負担する事業者、そして事業に協力する地域住民が信頼関係のもと、一致協力して事業を進める必要がある。

2 令和 2 年度庁内検証委員会の検証目的

- (1) 平成 30 年度補助採択の 3 事業者について、建設部は令和元年度事業実績等から、令和 2 年 3 月末に補助金返還を求める必要はないと判断している。
- (2) このたび庁内検証委員会に意見を求められたことから、3 事業者から提出のあった令和元年度事業実績報告書の内容確認及び本事業に係る令和元年度担当者からのヒヤリング、また弁護士相談を実施することにより、建設部が令和 2 年 3 月末に行った判断について適切かどうかの検証を行う。
- (3) また、令和元年度に新たに採択された事業について、令和元年 12 月の報告書で指摘した反省事項について改善が図られているかどうかの検証を行う。

- (4) なお、庁内検証委員会は、昨年度と同じ職の6人による構成とする。
(委員：理事、企画総務部長、政策担当部長、財務部長、技監兼入札検査部長、会計管理者。事務局：企画総務部総務課)

Ⅱ 3 事業者の令和元年度活動実績の評価

1 柚津活性協議会（以下「A事業者」という）

(1) 活動実績の検証

- ① 令和元年5月に開始した耳つぼマッサージ及び整体マッサージは、一時中断していたが11月から再開し、計70回実施している。そして、地元の高齢者や隣接するロカッセタンバの来場者など約200人が空き家を利用している実績を確認している。
- ② 令和元年6月以降、空き家の縁側を利用して、地元（柚津）で採れた野菜の即売を計9回実施している。
- ③ 令和2年2月以降の毎週土・日曜日に、柚津自治会内の居住者2人が主となって空き家において『甘味処』を計17回運営しており、地域の活性化に向けた取組が実施されているものと認められる。

(2) 会計報告による検証

- ① 収入として、柚津茶屋の売上収入、耳つぼマッサージ及び整体マッサージに係る施設使用料、野菜販売手数料、隣接施設であるロカッセタンバからのトイレ利用に伴う使用料等があり、歳入計152,150円となっている。
- ② 支出については、柚津茶屋運営に係る材料費及び人件費、水道光熱費負担金、その他飲食店営業許可申請、施設運営に係る経費として、歳出計152,150円となっている。
- ③ 収支差引0円で決算されており、事業で得られた収入は、全て空き家の利活用事業に充てられている。

2 大路未来会議（以下「B事業者」という）

(1) 活動実績の検証

- ① 空き家改修や丹波市への移住に関心のある人を対象とした古民家改修ワークショップ、また大路小学校の児童を対象とした『みんなでコミュニケーションに泊まる』などのイベントを開催している。
- ② 古民家改修ワークショップの令和元年度の活動は、7月下旬から2月下旬にかけて計16回実施している。参加者の約半数は、7月と8月に開催された4回に集中しており、10月以降の参加者は少なくなっている。
- ③ 補助金交付対象外の母屋の改修については、体験型の古民家改修ワークショップを令和元年度からDIYにより実施しているが、改修作業が完了しておらず、事業の遅れがみられる。母屋改修工事を計画通りに実施する必要がある。
- ④ 宿泊体験（民泊）事業実施の届出にかかる協議を本年2月から兵庫県丹波健康福祉事務所と行っており、令和2年6月中に届出を行う予定となっている。
宿泊体験（民泊）事業が計画通りに運営されるか、今後の活動を注視する必要がある。

(2) 会計報告による検証

- ① 収入として、前年度からの繰越金91,937円及び古民家を活用したイベント参

加費 44,000 円の合計 135,937 円があった。

- ② 支出については、スタッフ及び事業参加者の保険料 25,680 円、古民家の修繕・事業等を行うための工事費 444,452 円、水道光熱費 60,741 円、イベント実施に係る経費として 44,000 円で、合計 574,873 円であった。
- ③ 収支差引では 438,936 円が不足するが、大路未来会議の他事業も含めた会計からの繰入金により決算されていた。

3 観光まちづくりの会（以下「C 事業者」という）

(1) 活動実績の検証

- ① 概ね週 1 回の割合で、いきいき百歳体操や地元の親子が参加するママテーブル、子どもサロンを実施している。
- ② その他、ハンドリフレクソロジー、縫製教室、料理の勉強等を延べ 81 回実施しており、多くの活用実績があった。

(2) 会計報告による検証

- ① 収入として、施設使用に係る使用料、寄付金、会員からの借入金、及び前年度からの繰越金で、歳入計 2,051,797 円となっている。
- ② 支出については、施設改修に伴う金融機関からの借入金の返済、空き家の家賃、水道光熱費、器具備品等の購入費や空き家に隣接する駐車場の整備費用等に係る経費として、歳出計 1,543,104 円となっている。
- ③ 収支差引額 508,693 円は、次年度への繰越金とされている。

Ⅲ A 事業者の組織運営の評価

1 A 事業者の組織体制・運営の見直し

- (1) A 事業者は、令和元年 12 月 21 日の総会で組織体制を見直すとともに、事業計画及び収支計画を決定している。そして、組織体制の見直しでは規約を改正し、「柚津自治会を代表する者（2 人）」を会員から削除しており、現在の会員 4 人には地元自治会員が含まれていない。
- (2) このことについて、市、A 事業者及び地元自治会との間で話し合いを行い、市は、地域を基盤に活動する団体として今後も事業を継続していくため、地元自治会員が A 事業者に参加するよう求めている。この要請に対し、A 事業者も、地元自治会員に参加してもらえよう引き続き努力する旨を表明している。また、地元自治会長は、自治会として A 事業者の会員になるよう勧めることはできないが、個人として参加されることには問題ないとの意見である。
- (3) A 事業者の組織は、規約で会長、副会長、会計及び会計監査の 4 人の役員を設置することになっている。しかし、現在の会員 4 人のうち 1 人が会長、3 人が会員となっており、副会長、会計及び会計監査の役員が選任されていない。規約に基づいた役員選任を早急に行う必要がある。

2 弁護士相談の概要

(1) 相談内容

- ① 補助金交付要綱における交付団体の規定は、「自治会、自治協議会等地域を基盤として活動している任意団体、NPO 法人等」となっており、市は A 事業者に対し、口頭指導により地元自治会員の参加を求めている。
- ② この口頭指導に応じていないという事実をもって、「地域を基盤として活動している任意団体」ではないとして、補助金返還を求めることができるかについて、

相談を依頼した。

(2) 相談結果

- ① 検討にあたって、「価値判断」と「法的判断」の二つの視点がある。
- ② 価値判断については、地元自治会員の不参加が、地域活性化を目的とする本事業を推進するうえで、補助金返還を求めるほどの重要な問題として認められるかどうかの問題である。
- ③ 法的判断については、地元自治会員の参画が補助金交付の要件である旨が要綱に明確に規定されていない以上、A事業者が自治会員を参画させていたことや、その後も自治会員を参画させようとしていることは、A事業者が任意に協力して対応していたと考えるべきものである。相手側も自治会員の参画に同意していたという事実はあるが、口頭の指導に従わないことをもって直ちに補助金返還事由に該当すると主張するには相当な困難を伴うと考えられる。
- ④ 以上のことから、A事業者が示している意思を尊重し、空き家利活用事業を継続しつつ、地元自治会員の参画を引き続き求めるべきと考える。

3 検証委員会の評価

- (1) 令和元年に実施した検証結果において、具体的な利用計画が作成されていなかったことを課題として指摘していたが、令和元年12月の総会において、令和元年度の事業計画が決定されている。
そして、年度後半はその計画に基づいて事業が実施されており、組織としての事業運営の動きが認められる。
- (2) 弁護士相談の結果、現時点では、A事業者が空き家利活用事業を継続しつつ、地元自治会員の参画を引き続き求めることが適当であると考えられる。
- (3) また、市も地元自治会の協力が得られるよう支援していく必要がある。
- (4) なお、規約に基づく役員のうち、会計と会計監査が選定されていないことは、会計処理の正確性・透明性を確保する上で課題である。早期に会計と会計監査を選任する必要がある。

IV 補助金返還の検討

- 1 A事業者については、令和元年度事業実績において、補助金の返還を求めないとする建設部の判断は妥当と考える。なお、今後の事業継続にあたっては、下記の課題に留意する必要がある。

【判断理由】

- ① 令和元年9月以降の市との協議に基づき、12月に組織体制の再編を行い、事業者として一定の活動実績が認められた。
- ② 地元関係者との関係は、市を交えた話し合いの中で、設立当初にA事業者の構成員であった地元自治会長は当該地での事業活動には理解を示している。また、A事業者も、引き続き時間をかけて良好な関係を図り、地元自治会員の参画を得たいとの意向を示している。
- ③ 弁護士の意見は、現時点では、A事業者が事業継続の意思がある限りは、その意思を尊重すべきとするものであった。

【課題】

- ① 今後も事業を円滑に継続していくため、地元関係者に事業の理解を深める活動を継続していく必要がある。

- ② 会計処理の正確性と透明性を確保するため、会計と会計監査を選任する必要がある。また、A事業者にとって同一地内の別団体との協力関係は重要であるが、補助対象団体として独立した活動及び会計処理に留意されたい。

2 B事業者については、令和元年度事業実績において、補助金の返還を求める必要はないと考える。なお、今後の事業継続にあたっては、下記の課題に留意する必要がある。

【判断理由】

- ① 古民家改修ワークショップの外、小学生を対象とした宿泊体験などのイベントを実施し、一定程度の空き家利用の実績が認められた。
- ② 宿泊体験（民泊）事業は現時点では未実施であるが、補助金交付申請時の事業計画書では令和元年度は事業実施に向けた検討及び補助対象外の改修工事を都市部住民等とのワークショップにより実施する期間となっており、その状況についてはⅡで確認した。

また、宿泊体験（民泊）事業の実施に向け、令和2年2月から兵庫県丹波健康福祉事務所と届出の協議を開始している。

【課題】

- ① 兵庫県丹波健康福祉事務所の届出受理を早期に得るとともに、自主事業として実施する母屋の改修残工事を進め、宿泊体験（民泊）事業を計画通りに行う必要がある。
- ② 事業計画書において、「地域課題の解決のための意見交換を行い、対策をうち、地域に還元していきたい」と記載しており、事業内容の周知や地元自治会等との連携を図っていく必要がある。

3 C事業者については、令和元年度事業実績において、補助金の返還を求める必要はないと考える。

【判断理由】

利活用計画に沿って、地元関係者を構成員として1年を通して活動を行っている。

V 令和元年度採択事業の検証

1 令和元年度補助対象事業者（1者）

丹波市青垣町佐治 608 一般社団法人 カンデ 代表理事 出町慎

【一般社団法人カンデの概要】

- ① 設立 平成 30 年 1 月
- ② 役員数 8 人
- ③ 設立目的 協働と実践を以って、良好な集住環境をデザインすること。

2 空き家改修工事期間

令和元年 11 月 7 日～令和 2 年 2 月 28 日

3 事業概要

(1) 工事費 5,684,173 円
(内訳) 大工工事 3,028,905 円、 設備工事 2,655,268 円

(2) 補助金額 3,000,000 円 (補助率 2 / 3 上限 300 万円)

工事費の自己資金については、補助事業者の所持金と建物所有者からの寄付を財源とすることを、資金計画書と貸借対照表により確認している。

(3) 令和 2 年度以降の事業内容

ア コミュニティ再編事業

カフェ、B A R、ライブラリー、ゲストハウスの運営

イ 活動スペース提供事業

編み物教室など習い事、チャレンジショップ、コンサート、関大生及び氷上西高生等の活動

ウ 地域との連携事業

毎月第 4 日曜日に、カフェコーナーと物販店を開く「センイチ」を開催、地域イベントの活動場所の提供

4 令和元年 1 2 月報告書の反省（改善）事項の確認

(1) 事業計画書に 10 年間の具体的な利用計画の作成を明確に求めていなかったことについて

交付申請時に 10 年間の利活用計画や収支計画の提出を求め、利活用の実現性を審査している。また担当課だけでなく、技監、財務部長、建設部長、施設建築課長も、改修空き家の現地確認、並びに補助事業者による工事内容及び改修後に実施予定の事業についてのヒヤリングに参加し、交付申請内容を確認している。

(2) 補助金会計処理の透明性確保の指導が補助事業者に行われていなかったことについて

補助事業者の会計処理の透明性を確保するため、補助事業者が支払う工事代金について、金融機関からの口座振込による支払いを求めており、また実績報告時に振込依頼書と領収書の原本により確認している。

(3) 新設された事業者への指導が十分でなかったことについて

令和元年度の補助事業者は、「協働と実践を以って、良好な集住環境をデザインする」ことを目的として、平成 30 年 1 月に設立された一般社団法人である。

定款に基づき役員や監事が設置され、適正に会計処理がなされていること、また、設立目的についても本事業に合致したものであり、事業者として適当であることを確認している。

(4) 計画的な事業協議及び執行が図られていなかったことについて

当該事業については、令和元年 7 月 5 日付で事前協議を受け、補助事業者と協議を重ねた後、補助金交付申請を 10 月 15 日付で受付し、11 月 6 日付けで交付決定を行っている。そして、補助事業者は改修工事を令和 2 年 2 月末に完了している。その後、市は 3 月 18 日付で実績報告を受付け、3 月 25 日に入札検査室の検査を受検し、3 月 31 日付で補助金確定通知書を交付している。

以上の通り、令和元年度の補助金交付事務は、計画的に余裕を持った執行がなされていることを確認した。

(5) 補助金交付要綱で定める「自治組織等」の定義が曖昧であったことについて

平成 31 年 4 月に要綱改正を行い、自治会・自治協議会とそれ以外の団体の区分を明文化し、補助率の変更も行っている。

本事業者は青垣町佐治に拠点を置いており、本補助金を申請するにあたり、地

元自治振興会から、活動内容が地域活性化に貢献するものとして推薦を受けている団体である。

従って、本事業者の採択にあたり、自治会・自治協議会以外の地域団体等であると認定し、補助率3分の2により補助金を交付している。

(6) 市が補助金を補助事業者代表の個人口座に振込んでいたことについて

市からの補助事業者に対する支払いは、令和2年5月7日に補助事業者名義の口座に振り込まれていることを確認している。

(7) 平成26年度丹波市豪雨災害に係る補助金の不正受給及びその対策に関する認識が不足していたことについて

「補助金不正受給に関する調査と再発防止対策」として、次のことを行っている。

- ① 正確な補助対象経費を把握するため、見積書は工事ごとに3者の提出を受け、事業の経済性・適正性を確認している。
- ② 団体の総意の事業であることを確認するため、当該補助事業の実施を議決した総会の議事録を提出させている。
- ③ 高額の仕事となるため、工事請負契約書を作成させ、実績報告書提出時にその写しを提出させている。
- ④ 工事代金の支払いについて、口座振込で行っていることを振込依頼書の原本で確認し、その写しを提出させている。
- ⑤ 工事検査について、申請者立会のもと、入札検査室の検査を受けている。

3 検証委員会の評価

令和元年度採択事業は、検証委員会が反省・改善すべき事項として指摘していた7項目について、適正に対応していることを確認した。

VI おわりに

1 本事業のスキームは、初年度に市の補助金により空き家改修を行い、改修後は補助事業者の責任と負担により10年間に亘って地域活性化に向けた事業を実施するものである。そして、途中で他用途への利用転換や事業中断が生ずれば、補助事業者は補助金返還の義務が生じることとなる。

この事業スキームから、一義的には空き家を活用した地域活性化事業を継続させる責務は補助事業者にある。従って、補助事業者は市民の税金が投入されている事業であることを十分に認識して、事業を継続させていく必要がある。

2 他方、人口減少と少子高齢化が今後一層進む地域において、地域活性化を目的とする本事業が成果を上げるためには、単に補助事業者の努力だけでは難しく、地元自治会や地域住民との協働体制の構築が重要かつ課題であることを、令和元年度事業の検証を通じて再認識したところである。

このため、関係者が地域の将来像について意見交換し、地域活性化における本事業の在り方を共有化していくことが不可欠であり、市にはそのことに積極的に関与していく姿勢が必要であると考えます。

3 現在、新型コロナウイルス感染症対策として、密を避け、自粛生活を余儀なくされているが、アフターコロナにおいては、密の象徴である東京一極集中を解消し、地方創生

の動きが加速することが期待されている。しかし他方、自粛生活により縮小した地域間交流が復活せず、そのまま地域衰退が進行することも懸念されている。

この分かれ道は、個々の地域が自ら活性化に向けた活動に主体的に取り組めるかどうかにかかっている。本事業が、アフターコロナにおいて、地域活性化に向けた活動の一つとなることを期待するものである。